

社会福祉法人 愛育学園 役員に対する費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人愛育学園役員（以下『役員』という。）の報酬及び費用弁償の額ならびにその支給方法についてはこの規程の定めるところによる。

(報酬の額)

第2条 役員の報酬（以下『報酬』という。）の額は、勤務1日につき3,000円を支給する。但し、役員と施設職員を兼務する者にあつては役員の報酬は支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 1. 役員が業務のために旅行したときは、費用を弁償する。

2. 費用弁償の額は愛育学園の旅費規程を準用する

(旅行命令)

第4条 役員の旅行は旅行命令によるほか、会議招集権者の発する招集通知によることができる。

(準用規程)

第5条 この規程に定めるものを除くほか、役員の報酬及び費用弁償の支給方法については職員の規程を準用する。

附 則

この規程は平成6年7月5日から施行する。

12.9 施設職員には役員報酬は支給しない